

■樹下神社と北小松高架橋との調和に関する景観検討会 設置趣旨

一般国道161号小松拡幅事業は、福井県敦賀市を起点に琵琶湖西岸を縦断し、滋賀県大津市で国道1号に接続する路線で、国道161号の混雑の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善を目的とした延長約6.5kmの道路である。

当該道路が橋梁形式で通過する樹下神社は、豊かな自然の中で、歴史的・文化的な景観を有しており、景観保全が重要な課題である。

このため、橋梁をどのようにすれば周辺景観に調和し、景観が保全されるかについて検討することを目的として設置するものである。

■樹下神社と北小松高架橋との調和に関する景観検討会 規約

第1条（名称）

本会は「樹下神社と北小松高架橋との調和に関する景観検討会」（以下「検討会」と称する。）という。

第2条（目的）

一般国道161号小松拡幅事業は、福井県敦賀市を起点に琵琶湖西岸を縦断し、滋賀県大津市で国道1号に接続する路線で、国道161号の混雑の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善を目的とした延長約6.5kmの道路である。

当該道路が橋梁形式で通過する樹下神社は、豊かな自然の中で、歴史的・文化的な景観を有しており、景観保全が重要な課題である。

このため、橋梁をどのようにすれば周辺景観に調和し、景観が保全されるかについて検討することを目的として、学識経験者等からなる「樹下神社と北小松高架橋との調和に関する景観検討会」を設置するものである。

第3条（所掌事項）

- （1）橋梁の景観への配慮事項
- （2）その他必要な事項

第4条（組織）

- 1 検討会に会長1人を置く。
- 2 会長は、会員の互選による。
- 3 会長は、検討会の議長を務める。
- 4 検討会として必要性を認めたときは、会員の追加ができる。

第5条（会員等の役割）

会員等は検討会で意見を述べるとともに審議する。

第6条（運営）

検討会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。

会員の構成は、やむを得ない事情により検討会に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。

第7条（中立性）

会員等は、検討会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

第8条（検討会の公開）

検討会の規約、開催日程については公開とする。

会議及び配付資料、議事については原則非公開とする。

これにより難しい場合は、検討会に諮った上で、会長が決定するものとする。

第9条（事務局）

事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課に置く。

第10条（その他）

本規約に定めのない事項等は、会員に諮った上で、会長が決定するものとする。

なお、会員は学識経験者、地元、国、オブザーバーとして、県及び市で構成する。

付 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。